

広島県高等学校PTA連合会細則

第1条 この会の会費は、毎年5月1日現在の児童・生徒数に300円（定時制課程・通信制課程・特別支援学校にあつては75円）を乗じた額を、6月30日までに納入するものとする。

第2条 事務局長及び事務職員の在職期間・給与については予算の範囲内において雇用契約により定めるものとする。

第3条 事務局長及び事務職員の服務については、県職員に準ずる。

第4条 会則及び細則に特別の定めのない場合で軽易な事項は会長の決定によるものとする。

第5条 この細則を改正する場合は、常任委員会の承認を経て行う。

第6条 この細則は昭和26年7月23日から施行する。

平成2年6月9日 一部改正

平成6年6月10日 一部改正（会費）

平成19年2月2日 一部改正（会費）

平成21年6月10日 一部改正（施行日）

令和2年6月11日 一部改正（通信制課程挿入）